「ガスと暮らしの安心」運動実施中

9月1日から11月30日まで「ガスと暮らしの安心」運動を実施しています。この機会にガス機器やガスコードの安全点検をしましょう。

◆ガス機器はガスの種類に合ったものを使用。引っ越しや新しいガス機器を購入するときは、必ずガスの種類を確認。

※東金市ガスには「12A」と表示されている機器が適合します。プロパン用の機器・ガスコードは使用できません。

◆ガス機器やガスコードは、こまめに掃除・点検。

◆不完全燃焼防止機能装置付き小型湯沸器や立消え安全装置付きガステーブルなどでガス事故を防止。

◆万一のガス漏れに備え24時間ガス漏れを監視するガス警報器を使用。不完全燃焼で発生する一酸化炭素や火災も感知する「複合型」ならさらに安心です。

◆ガスと安全につきあう5か条

①ガス臭いと感じたら窓や戸を大きく開けて換気を。換気扇などのスイッチは着火源となるおそれがあるので、絶対にふれない。すぐにガス課に連絡する。

②換気を充分にして不完全燃焼を起こさない。

③風呂、洗濯機、シャワーに小型湯沸器は使用しない。

④料理中は、ガステーブルから離れない。

⑤地震が発生したら、まず落ち着いて使用中のガス機器の栓と元栓を閉める。

◆ガス機器とガス栓は、正しい接続を

ガス機器とガス栓は、タイプによって接続に使用するゴム管、ガスコードなどが異なります。無理な接続は、ガス漏れ、火災などの原因となります。ガス機器、接続具の取扱説明書をよく読み、形状のあったものを正しく接続しましょう。特に季節に応じて出し入れするガスファンヒーターは注意しましょう。

◆CO（一酸化炭素）中毒の危険性について

CO（一酸化炭素）は、無色・無臭で感知しにくい気体ですが、毒性は強力です。

COを吸い込むと身体が酸素欠乏状態となります。ガス機器を使用中に脱力感、頭痛、めまい、吐き気、目がチカチカするなどの症状が出たら、それはCO中毒の初期状態です。重症になると、手足がしびれて動けなくなったり、意識不明や死亡に至ることがあります。

◆業務用にガスをお使いの方へ

近年、業務用厨房でのCO中毒事故が多発しています。ガス機器使用時は必ず換気扇・排気設備を回しましょう。不充分な換気や排気は、CO中毒の原因になります。特に油や粉を多く使用する厨房では、短期間で給排気口などが閉塞しやすく、換気状況が悪化するおそれがあります。

ガス機器や換気設備の日常のお手入れ・定期的なメンテナンスが必要です。COはお店の方だけでなく、お客様にも被害が出るケースがあります。

◆ご存じですか。ガス管の資産区分

土の中に埋められたガス管（亜鉛メッキ鋼管）は、一般的に年が経つとともに腐食が進行しています。その埋設環境により差がありますが、およそ20年が取り替えの目安といわれています。敷地内のガス管は自己負担になりますが、早めの取り替えをお勧めします。

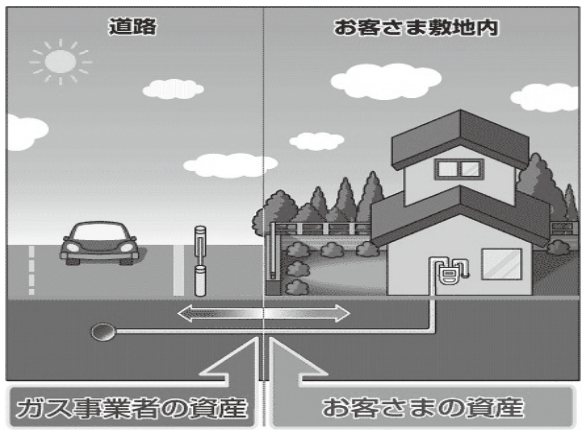

発生すれば、快適な暮らしができません。道路に埋設されたガス管はガス課で順次腐食・地震に強い管に入れ替えています。敷地内の古くなったガス管の入れ替えは自己負担になりますが、早めの取り替えをお勧めします。

問い合わせ▼ガス課　☎（52）2408

木造住宅耐震補助制度

災害に強いまちづくりを推進するため木造住宅の耐震診断と耐震改修の補助制度を設けています。

対象者は、補助対象木造住宅の所有者であり、かつ、居住していることが条件となります。

※補助金交付決定後に契約するものが対象となります。

◆木造住宅耐震診断補助制度

木造住宅の耐震診断を建築士が行う場合、耐震診断に要した費用の一部について補助金を交付します。

対象住宅▼昭和56年5月以前に着工された木造二階建て以下の一戸建て住宅または兼用住宅

補助額▼耐震診断に要した費用の3分の2の額で、4万円を限度

◆木造住宅耐震改修補助制度

木造住宅の耐震改修工事を市内施工者が行う場合、耐震改修に要した費用の一部について補助金を交付します。

対象住宅▼昭和56年5月以前に着工された木造二階建て以下の一戸建て住宅または兼用住宅で、耐震診断の結果、耐震改修が必要と判断されたもの

補助額▼耐震改修設計・監理・工事に要した費用の一定の割合の額（50万円を限度）

※詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ▼都市整備課　☎（50）1150

住宅用太陽光発電システム設置補助

市では住宅用太陽光発電システムを設置した方に補助金を交付しています。詳しくはホームページをご覧になるかお問い合わせください。

対象▼次の全てに該当する方

①発電システムを設置した市内の住宅（居住部分の面積が2分の1以上である併用住宅を含む。ただし賃貸住宅および集合住宅を除く）に居住している

②市内に住所を有する

③余剰電力について電力受給契約を締結しており、受給開始日が平成26年4月1日以降である

④世帯の全員が市税を滞納（分納を含む）していない

⑤暴力団員または暴力団員と密接な関係を有する者でない

⑥平成27年3月2日(月)までに受給を開始し、かつ所定の書類を市に提出することができる

※その他システムに関する要件があります。

補助金額▼対象発電システムの最大出力（kw）に2万円を乗じた額（1千円未満の端数は切り捨て）とし、上限8万円

締切▼平成27年3月2日(月)

※予算がなくなり次第終了となります。

申請方法▼対象発電システムの設置工事完了後（受給契約後）、所定の交付申請書に必要事項を記載のうえ、添付書類を添えて申請ください

申請・問い合わせ▼環境保全課　☎（50）1170

お知らせ

知っていますか？屋外広告物のルール

9月1日～10日は屋外広告物適正化旬間です

屋外広告物は、私たちが暮らすまちの情報を提供する役割や、景観の一部としてまちの表情を彩り、まちを活性化する働きをもっています。しかし、屋外広告物が無秩序に表示されると景観を損ねることにもなりかねません。美しい地域づくりのために、皆さんの身の回りの屋外広告物を見直してみましょう。

◆広告物にはさまざまな種類があります

屋外広告物とは、「常時または一定期間継続して、屋外で公衆に表示されるもの」を指し、屋上広告、野立広告、壁面広告やアドバルーンなどさまざまな種類の広告物があります。

◆広告物には許可が必要です

街の美観の維持や公衆に対する危険防止などのため、屋外広告物の設置場所や大きさなどは屋外広告物法および千葉県屋外広告物条例で規制され、掲出の際には許可申請が必要です。

◆広告物にはルールがあります

広告物を表示してはいけない地域（禁止地域）や、表示してはいけない物件（禁止物件）があります。また、表示してもよい地域（許可地域）についても、表示できる大きさが決まっています。詳しくは市までご相談ください。

問い合わせ▼都市整備課　☎（50）1150

お知らせ

飼い犬の登録と狂犬病予防注射を忘れずに

犬を飼い始めたら、生涯に一度の登録と年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。犬を飼い始めた方や、まだ注射をしていない方は、開業獣医で注射を受けた後、注射済証を持参し市役所で手続きをしてください。登録時には犬の鑑札、注射を受けた犬には注射済票を発行します。また、飼っている犬が死亡したときや、他の市町村から転入したときなども届け出が必要ですので手続きをお願いします。

費用▼新規登録3千円、注射済票550円

問い合わせ▼環境保全課　☎（50）1170